

第5章

地域共生社会の実現 ～生活支援・住まい～

1. 支えあい助けあう地域づくり

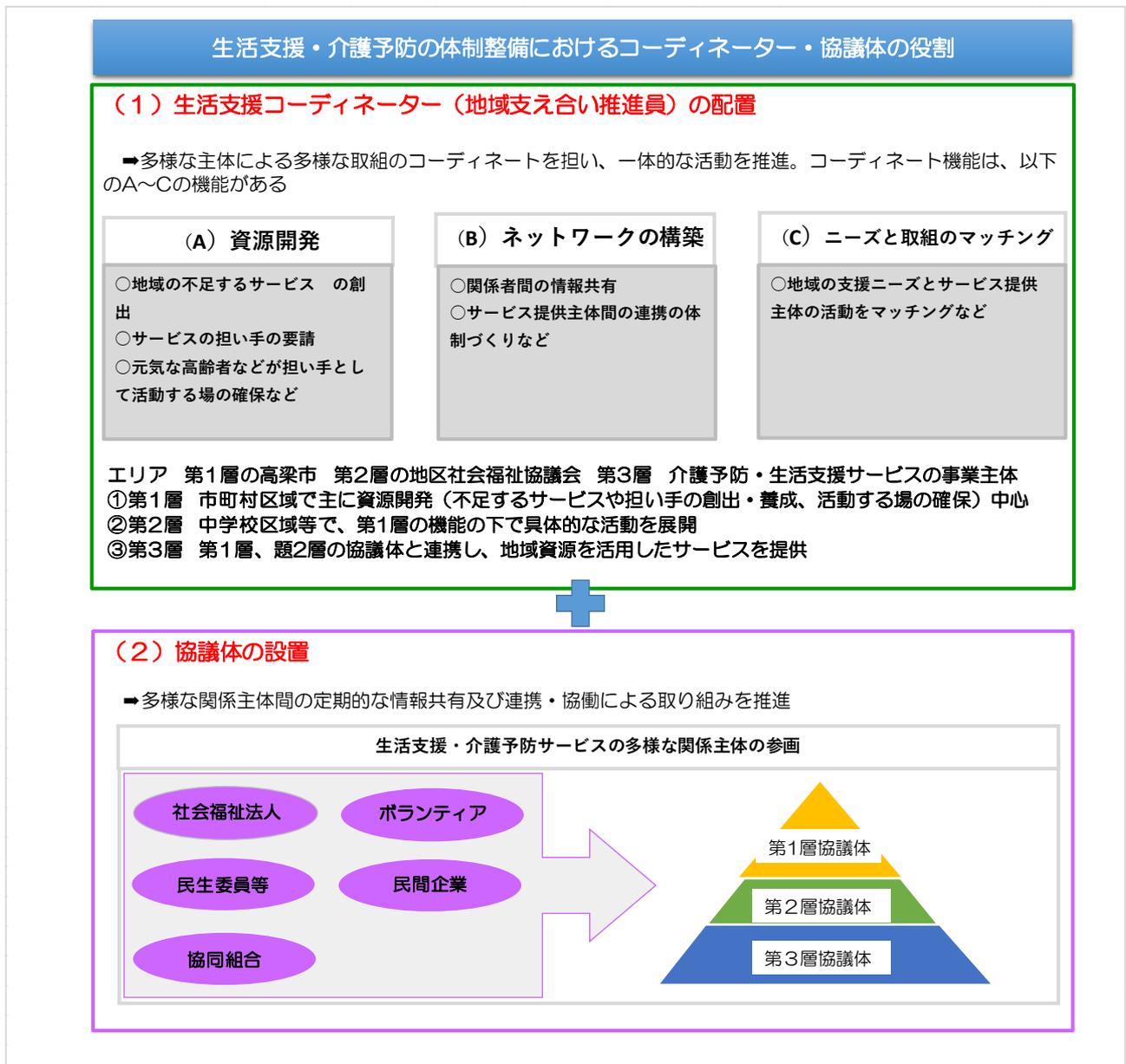
(1) 協議体と生活支援コーディネーターの体制強化

① 「協議体」と「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」

高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくための、多様な生活支援サービス体制の充実を図るため、14の地域に「協議体」を設置し、地域ニーズや資源の把握、関係者間のネットワーク化、担い手の育成等を通じ、関係団体との協働体制の充実・強化を図ります。

また、第1層、第2層の「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」により、資源の開発、関係者間の情報共有やサービス提供者とのネットワークの構築、ニーズと取組のマッチング等をすすめ、高齢者の「支える側」と「支えられる側」という概念を超えた社会参加を促し、地域住民が共に支え合う地域共生社会を目指します。

【図】生活支援・介護予防の体制整備



(2) 地域を支える担い手の育成

専門職が不足するなか、ボランティア活動の支援や普及啓発活動を通じて、多様な主体による取り組みの充実を図るとともに、生活支援等の担い手として、ボランティア育成を推進し地域ぐるみの生活支援体制の充実を図ります。

併せて、高齢者の社会参加等の促進のため、就労的活動支援コーディネーターについても配置に向け体制整備を図ります。

2. 地域福祉と社会参加の充実

(1) 高齢者等の多様化したニーズに対応する地域福祉

本市において、高齢者の生活圏域は、市街地や中山間地域が混在し、社会資源や介護サービスの均一化が図りにくく、個人や地域の抱える課題は多様化しています。高齢者の日常生活を支える生活支援サービスと外出支援サービスの充実を図り、高齢者の日々の生活を支える地域福祉の推進に努めます。

① 高齢者の見守りと家族介護者の負担軽減

日常生活における見守り支援として、一人暮らし高齢者を対象とした見守り機器の設置、地域ボランティアの協力による食の支援と見守りや、家族介護者等を対象とした医療・介護の情報提供、経済的負担を支援するなど家族介護者への負担軽減など、在宅生活を支える高齢者とその家族介護者の支援体制づくりを進めていきます。

② 軽度生活援助事業

おおむね 65 歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯であって、日常生活の援助が必要な人を対象に、在宅で自立した生活を支援し、健康でいきいきとした生活を送れるよう、家屋周辺の手入れや家屋等の軽微な修繕等、介護保険の対象とならないサービスを提供します。

【表】軽度生活援助事業

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用実人数	263人	284人	280人	280人	280人	280人

※平成 30 年度、令和元年度は実績値。令和 2 年度は見込値。令和 3 年度から令和 5 年度は目標値

③ 健やか高齢者生きがい支援事業

在宅高齢者を対象として、閉じこもり等による社会からの孤立を防止するため、介護予防、自立支援を目的とした生きがい対策デイサービス等を実施し、生きがいをもって生活できるように支援していきます。

【表】 健やか高齢者生きがい支援事業

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延人数	5,125人	5,164人	2,500人	5,200人	5,250人	5,300人

※平成30年度、令和元年度は実績値。令和2年度は見込値。令和3年度から令和5年度は目標値
 ※令和2年度については、新型コロナの感染予防のため活動を中止している期間がある

④ 福祉移送サービス事業等

高齢者及び障害者のうち、バス・タクシーなどの利用が困難な人を対象に福祉移送サービス事業と、予約型乗合いタクシーや福祉移送サービスを利用した移動や、老人手押し車やシニアカーの購入費補助などで高齢者の外出支援を行います。また、運転ボランティアの確保に努めるとともに、より利用しやすいサービス提供体制を構築します。

【表】 福祉移送サービス

区 分	平成30年	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会 員 数	370人	356人	360人	360人	360人	360人
一般輸送（延べ）	1,436人	1,477人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
透析患者輸送（延べ）	2,758人	2,467人	2,400人	2,400人	2,400人	2,400人

※平成30年度、令和元年度は実績値。令和2年度は見込値。令和3年度から令和5年度は目標値

（2） 高齢者等の生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者一人一人が生きがいを持ち、地域の中で支え合いながらともに暮らしていくため、さまざまな人々との交流など、社会参加や地域づくりを進めていくことが求められています。そのため、高齢者があらゆる世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、社会参加への取り組みを支援するための施策を総合的に推進し、高齢者がこれまで培ってきた経験、知識、技術などを生かし、地域の中でいつまでも元気に活躍できる社会づくりを目指します。

① 社会福祉協議会を主体とした地域福祉活動への支援

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たすため、地域福祉活動計画を策定し、基本理念として「みんなでつくる いきいきと暮らせる愛のまち たかはし」を掲げ、「ささえあい・たすけあいのまちづくり」を推進しています。

小地域福祉ネットワークを構築するため、市内全町内会から福祉委員の選出を進め、町内会の見守り活動を通じて地域の福祉課題把握に努めています。

そして、既存制度では対応できない地域課題を解決するため、民生委員・児童委員を中心に地域の福祉関係者等で組織する地区社会福祉協議会が実施している「お助け隊派遣事業」の取り組みを支援しています。

また、介護保険事業については、民間事業者が参入しにくい周辺部へのサービス提供を重点的に行うとともに、受託事業として「給食サービス事業」、「寝具洗濯乾燥消毒事業」、「福祉移送サービス事業」、「生活困窮者自立支援事業」等を、(福)岡山県社会福祉協議会からの受託事業としては「日常生活自立支援事業」等を、独自事業としては「ふれあいサロン事業」、「ボランティア育成」等を行っています。

今後とも、地域福祉活動推進の中心的な機関として、協力と支援を行います。

②地域福祉ネットワークづくりの推進

本市においては、厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員が活動しており、地域住民の福祉ニーズの把握に努めながら、要援護者と行政とのパイプ役としての役割を担っています。一方、社会福祉協議会では、福祉委員制度により、町内会から選出された福祉委員が町内会単位で活動し、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、支え合う福祉のまちづくりの世話役として、各小地域で必要な各種の保健・福祉サービスの情報提供を行うなど、地域住民の福祉ニーズに応えています。

民生委員・児童委員による「災害時一人も見逃さない運動」などの積極的な活動や福祉委員、愛育委員、ボランティア等の活動の連携を図り、ネットワーク化することにより、要援護者が在宅や地域で生活しやすい地域社会の構築を目指します。

③福祉ボランティア活動の推進

本市のボランティア活動の推進については、社会福祉協議会ボランティアセンター、学校法人順正学園ボランティアセンターや高梁市まちづくりボランティアセンター等がそれぞれの組織において情報共有や活動の支援等を行っています。

高齢者が長年培った知識、経験、技術を生かし、誰もが活動に参加できるよう、ボランティア活動に関する情報提供などの支援を充実するとともに、社会福祉協議会、老人クラブや地域のさまざまな団体と連携を図りながら、福祉ボランティアを育成します。

④就労・生きがい支援（シルバー人材センター事業）

シルバー人材センター事業は社会福祉協議会へ委託しています。高齢化が進むなか、シルバー人材センターの果たす役割はますます重要なものとなっており、高齢者の豊富な知識や経験、技術を生かした短期的な仕事を提供することにより、高齢者の就労機会の拡大を図ります。

【表】シルバー人材センター事業

区 分	平成 30 年	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
会 員 数	254人	246人	250人	260人	270人	280人
就労延人数	13,370人	13,966人	14,000人	14,500人	15,000人	15,500人

※平成 30 年度、令和元年度は実績値。令和 2 年度は見込値。令和 3 年度から令和 5 年度は目標値

⑤老人クラブ活動の促進

老人クラブはおおむね 60 歳以上の人を対象に、地区単位を基本に組織されています。主に社会奉仕活動（友愛訪問、清掃奉仕等）、教育講座開催（健康教育講座、交通安全等）スポーツ活動（ゲートボール、グラウンドゴルフ）などを行っています。

高梁地域、有漢地域、成羽地域、川上地域、備中地域に各地域の単位老人クラブがあり、単位老人クラブを各地域老人クラブが、その地域老人クラブは、高梁市老人クラブ連合会を取りまとめています。高齢者のニーズに応じた活動の促進や地域ボランティア活動、世代間交流や地域文化の伝承など、地域との交流を図る活動を積極的に取り入れるなど、クラブ活動活性化の取り組みを支援します。

⑥地域コミュニティ活動の推進

近年、防災・危機管理意識の高まりを受け、地域コミュニティの役割が見直されるとともに、地域内での連帯意識による住民同士の支え合いが重要となっています。

少子高齢化により地域コミュニティの維持も課題となっていますが、一人ひとりが地域の一員として地域の課題を共に考え協働し、見守り、助け合い、そして安心して生活できる地域社会が実現し維持できるよう、今後も各地域コミュニティ及び地域まちづくり協議会等が行うまちづくり活動を推進し積極的な支援を行っていきます。

⑦生涯学習、スポーツ、文化活動の促進

高齢者の心身の健康づくりや生きがいづくりにつなげるため、生涯学習や文化、スポーツに親しむことができるように、活動の場の確保に努めるとともに、ライフスタイルやニーズに応じた趣味や教養、文化活動の内容を充実し、多様な学習機会の提供に努めます。

3. 安心安全な住環境の確保

(1) 高齢者等を取り巻く社会環境の変化

①移動対策の整備

高齢者を含め交通弱者の交通・移動対策として、現在運行している生活福祉バス・予約型乗合いタクシー等については、利用状況を十分精査し適宜見直しを行いながら、一般タクシー利用助成制度等のより生活利便性の向上を図る手段を取り入れ、地域に適した持続可能な公共交通整備に努めます。

②高齢者の消費者問題への対策と防犯体制の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、警察や関係機関・団体との連携により、防犯体制の整備・充実に努め、高齢者を地域全体で支えていくために、防犯に関する啓発活動や、地域内の支えあいや見守りなどの自主的な取り組み、防犯カメラの設置等を促進します。悪質商法による高齢者の被害に対し、高齢者自らが知識を身につけ、被害を未然に防止できるよう、広報紙やケーブルテレビ等を活用した啓発や情報提供を行うとともに、特殊詐欺防止電話機等の普及促進に努めていきます。また、身近な相談体制を充実するとともに県消費生活センター等と連携し、高齢者の立場に立った迅速な相談の対応に努めます。

③交通安全の推進

全国的に高齢者が関係する交通事故は増加傾向にあるため、交通指導員による年齢に応じた交通安全教室や街頭啓発活動の機会を通じ、夜間外出時の夜光反射材等の着用を呼びかけ、交通安全意識の高揚と交通安全ルールの遵守、交通マナーの向上を積極的に啓発し、警察等関係団体と連携して、交通安全の推進と環境づくりに努めます。

(2) 高齢者等の住環境の確保

①市営住宅

高齢者が住み慣れた住宅で快適に暮らすため、住宅のバリアフリー化を支援するとともに、市営住宅等の新規整備にあたっては、高齢者専用居室を設定するなど、高齢者が暮らしやすい住まいの確保に努めます。

②特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームは、介護保険施設の一つで、身体・精神上的の障害のため常に介護が必要で、在宅等での介護が困難な方が入所できる施設として、市立1施設（定員50人）、民間7施設（定員406人）が整備されています。

介護保険法の改正により平成27年4月1日以降は、限られた資源（施設）の中で、

在宅等での生活が困難な要介護者を支える施設とするため、入所要件が要介護3以上となりました。なお、要介護1・2の人であっても、やむを得ない事由により居宅での日常生活が困難であると認められる場合には、特例的に入所することができます。

【表】市内の介護老人福祉施設（特養）への入所申込状況

	平成31年4月1日現在（単位：人）				令和2年4月1日現在（単位：人）			
	定員	待機者 （うち 要介護 3以上）	待機者の状態		定員	待機者 （うち 要介護 3以上）	待機者の状態	
			在宅	他施設入所等			在宅	他施設入所等
待機等状況	456	255 (228)	90	165	456	231 (210)	41	190

出典：岡山県特養入所申込状況調査

③養護老人ホーム

住宅環境や経済的事情から、在宅での生活が困難な高齢者が入所対象となる養護老人ホームは、市立の成羽長寿園が平成31年3月に整備されました（定員60人）。

高齢者のセーフティネットとしての機能を持っていることから、入所者の大幅な増加は見込まれないものの、生活の困窮者や虐待などの緊急避難施設として必要です。

【表】養護老人ホーム措置状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
措置者数（市内施設）	41人	48人	48人
措置者数（市外施設）	15人	16人	14人
計	56人	64人	62人

※人数は各年度4月1日現在

④軽費老人ホーム

軽費老人ホーム（ケアハウス）は、健康状態や高齢等の理由により、独立して生活することに不安が認められ、家族による援助を受けることが困難な人が入所できる施設として、現在市内に2施設（定員45人）が設置されています。在宅での生活が困難となった高齢者が住まいを検討するうえで、今後も需要が見込まれるため、第8期中に10床を整備します。

⑤サービス付き高齢者向け住宅

軽度の要介護高齢者の住まいとして、サービス付高齢者向け住宅等の需要が高まることが予想されます。サービス付き高齢者向け住宅は、60歳以上の人やその配偶者等の世帯のための賃貸住宅であり、現状把握サービスと生活相談サービス等の福祉サービスが付加されています。県と連携し、高齢者を支援することができる高齢者向け住宅の供給に取り組みます。

なお、サービス付き高齢者向け住宅の設置者は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、県の登録を受けることができ、登録された物件は、全国で一元化されたホームページで検索できるようになっています。

【表】老人福祉施設の定員・施設数の目標

第7期末(R2年度末) 施設数	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和7年度		令和22年度	
	施設数	必要入所 定員総数	施設数	必要入所 定員総数	施設数	必要入所 定員総数	施設数	必要入所 定員総数	施設数	必要入所 定員総数
特別養護老人ホーム	8	456	8	456	8	456	8	456	8	453
養護老人ホーム	1	60	1	60	1	60	1	60	1	60
軽費老人ホーム	2	45	2	55	2	55	2	55	2	55
種 別	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和7年度		令和22年度	
	施設数		施設数		施設数		施設数		施設数	
老人福祉センター	1		1		1		1		1	
生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	1		1		1		1		1	
在宅介護支援センター	4		4		4		4		4	
老人デイサービスセンター	13		13		13		13		13	

(3) 災害・感染症対策に備える体制整備

①災害時における体制整備

近年は大規模な災害が頻発し、本市においても平成30年7月豪雨で甚大な被害を受け、高齢者等に対する災害時の支援に係る体制整備が重要となっています。

「高梁市地域防災計画」を基本に、国や県、関係行政機関と連携し、福祉避難所の指定、避難行動要支援者名簿の整備と活用、啓発、個別計画の作成等の取り組みを進めていきます。民生委員・児童委員の「災害時一人も見逃さない運動」との連携や、自主防災組織等、地域との協力体制を構築し、要配慮者への支援体制を強化していきます。

また、介護事業所等と連携し、災害発生時における業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練を実施する体制の整備と、災害の発生時には必要な物資を確保できるよう支援します。

②感染症予防対策

感染症の発生と拡大を抑えるために、正しい感染症予防の知識の普及啓発に努め、高齢者にまん延しやすいインフルエンザや肺炎球菌の予防接種の推進を図ります。

介護サービス事業者に、感染症の予防、まん延を防止するための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施が義務付けられたことから、これらが早急に実施できるよう支援します。

感染症発生時には「新しい生活様式」の推進とともに、基本的な感染症対策を推進し、健康に対する不安などに対しては、電話相談等で不安の解消を図ります。

要支援・要介護者の生活を支えるためにも、介護サービスを提供している事業所の事業継続は不可欠です。介護サービスの提供を継続していくため、国や県の協力も受けながらマスク等の衛生物品の配布等、事業継続に必要な支援を行います。

4. 権利擁護支援

(1) 成年後見制度の利用促進

高齢者や障害のある人の一人暮らし世帯等が増加している昨今、認知症や知的障害、その他の精神上的障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障のある人を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題とされ、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の需要が増大すると見込まれます。

本市においても同様に、支援が必要となりやすい高齢者のみの世帯等の増加や顕在化に伴い、支援の必要性がより増加してくるものと予想されています。

こうした状況の中、成年後見制度を必要とする人が、不安なく利用できるよう、相談窓口を整備します。また、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるための地域連携ネットワークの仕組みづくりと、その中核となる機関の整備を行います。

《高梁市権利擁護センター（仮称）の設置》

令和3年4月1日に設置予定の高梁市権利擁護センター（委託予定先：高梁市社会福祉協議会）が、地域連携ネットワークの中核機関として役割を担っていきます。

なお、同センターの運営については、担うべき業務の範囲について、地域連携ネットワークの関係団体の中で調整し、分担しながら体制を整えていきます。

具体的には、以下に掲げる4つの機能について段階的、計画的に整備を進めます。

① 広報機能

成年後見制度に関する周知、広報を行うことで、支援を必要とする人と民生委員などの地域住民、介護支援専門員、相談支援専門員など身近な支援者が、判断能力の低下に関するリスクや課題に気付くことができます。その結果、補助・保佐、任意後見制度を含めた成年後見制度の利用を検討することが可能となります。

同時に成年後見制度の利用を支援する窓口を幅広く周知し、課題に気付いた人が適切に相談窓口へつながる環境を整備します。

②相談機能

成年後見制度の利用に関する相談体制を構築します。権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じ情報を集約します。その上で、必要に応じて専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）の支援を得ながら、後見等のニーズの精査と、その他の必要な見守り体制（日常生活自立支援事業、観察等）の調整を行います。

③成年後見制度利用促進機能

(ア) 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討と専門的判断を行います。支援方針や適切な候補者などの検討、申し立てに当たっての準備・役割分担等が検討され、本人の利益のために誰が申し立てを行うことが適切か、市長申立の検討の必要性について判断等を行います。

・成年後見制度利用支援事業

身寄りがない等の理由により、法定後見等の開始に係る審判の申立人が確保できない人のため、家庭裁判所等の関係機関と連携し、市長申立により後見等開始の審判請求を行うなど、成年後見制度の利用を推進します。

(イ) 今後、親族等による成年後見の困難な人が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市民後見人を育成しその活用を図ることなどによって権利擁護を推進していきます。

・市民後見人養成事業

社会貢献に意欲と熱意のある市民を対象に、市民後見人養成研修を行い、後見活動が実施できる人を養成します。養成研修の修了者は、市民後見人候補者として登録され、成年後見制度の利用が必要な人の後見人等として身近な地域で支え合う活動を行います。

④後見人支援機能

中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者が日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を構築します。また、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう後見人を支援します。